

砂川市訓令第49号

令和4年8月22日

砂川市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正
する訓令

砂川市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱（令和3年訓令第44号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「令和4年8月31日」を「令和4年9月30日」に改める。

附則第2項中「令和4年11月30日」を「令和4年12月31日」に改め、同項に次のただし書を加える。
ただし、第11条及び第14条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この訓令は、令和4年8月22日から施行する。